

## 宿泊事業者向けQ&A(マニュアルと対応する形で作成しています)

・QAは随時更新していきます。

※令和4年3月16日時点版

・3月17日更新箇所は赤字で表記

	質問内容	回答
<b>【マニュアル 1.～今こそ上越泊まつク?♪～上越市宿泊割引キャンペーン】関係</b>		
1	上越市独自の宿泊キャンペーンの概要は。	・マニュアルP4をご覧ください。
2	宿泊施設は上越市内にあるが、経営母体や事務所が市外や県外にある場合は、参画可能か。	・上越市内の宿泊需要を喚起するために実施することから、経営母体が市外や県外でも当市内に宿泊施設があるのであれば、参画可能です。
3	本社は上越市内にあるが、運営する宿泊施設は市外や県外にある場合は、参画可能か。	・上越市内の宿泊需要を喚起するために実施することから、当市以外にある宿泊施設は対象外です。
4	マニュアルP3の参画条件に「原則、データによるメール送信による実績報告事務を行うこと」とあるのは、何故なのか。	・昨年度のキャンペーン時に、手書きによる報告書等の計算間違いや書き損じが多く、その修正にかかる時間や手間などが、事業者と事務局の双方にとって非効率であったことから、そのような対応とさせていただきます。 ・なお、事前に割引額等が自動計算されるエクセル様式を作成していますので、割引の進捗管理に活用してください。
5	参画登録決定よりも前に、宿泊対象期間中の予約を受け付けている場合は、予約を取り直すのか。	・本来であれば、新規の宿泊需要喚起を目的としているため、推奨するものではありませんが、利用者目線の観点から、すでに予約が入っている場合の割引適用も可能です。 <b>ただし、新規予約一時停止期間中の令和4年1月21日～令和4年3月8日の予約は対象外となります。</b> ・また、その場合のお客様への連絡や割当金残金の管理などについては、各施設で遺漏なく対応ください。
6	宿泊者の居住地に制限はないとのことだが、新型コロナウイルス感染症の観点から従業員の安全などを考え、宿独自で「県民限定プラン」などとしてもよいのか。	・事務局側ではお客様の居住地を制限はしませんが、各宿の個別事情を踏まえ、判断してください。 ・ただし、居住地を限定するプランの場合は、それが分かるようプラン名に表記することを推奨します。
7	宿泊施設の独自Webやインターネット予約サイト(OTA)を通じて販売することは可能か。	・各施設が契約するOTAとの間で問題が生じないようであれば、販売は可能ですので、個別にOTAと相談してください。
8	旅行代理店等の店頭を通じて販売することは可能か。	・各施設が契約する旅行代理店との間で問題が生じないようであれば販売は可能ですので、個別に旅行代理店と相談してください。
9	宿泊代金は税抜なのか税込なのか。	・消費税は込みの代金で計算してください。 ・入湯税、サービス料も宿泊プランの中に含まれた代金であれば、割引対象となります。
10	割引額は、上限の範囲内(1/2、5000円)で自由に宿側で設定してよいのか。	・宿側で割引額を自由に設定することはできません。 ※昨年度キャンペーンと異なりますので、ご注意ください。

## 宿泊事業者向けQ&A(マニュアルと対応する形で作成しています)

・QAは随時更新していきます。

※令和4年3月16日時点版

・3月17日更新箇所は赤字で表記

	質問内容	回答
11	割引額の計算の仕方について、詳しく知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様お1人1人泊の税込宿泊代金を基準に計算します。</li> <li>・税込3,000円以上9,999円以下の場合、宿泊代金を1/2にして100円未満の数を切り捨てた額が割引額となります。</li> <li>・税込10,000円以上の場合、一律5,000円引きとなります。</li> </ul>
12	連泊は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連泊も可能ですが、1泊あたりの代金が異なる場合は割引額に影響が出てきますので、必ず1人1泊あたりの内訳で計算をお願いします。</li> </ul>
13	子供や幼児も対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1人泊の税込宿泊代金が3,000円以上のプランであれば、可能です。</li> <li>・ただし、その場合、実績内訳書への記載方法については、マニュアルP15をご覧ください。</li> </ul>
14	宿泊者の利用回数制限は設けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数制限はありません。</li> </ul>
15	割引プランが複数あっても問題ないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ありません。ただし、当市の宿泊キャンペーン対象プランである旨を明記してください。</li> </ul>
16	既存のプランに割引を適用する形でもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ありません。ただし、当市の宿泊キャンペーン対象プランである旨を明記してください。</li> </ul>
17	このキャンペーンのために新しいプランを作って打ち出してもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ありません。ただし、当市の宿泊キャンペーン対象プランである旨を明記してください。</li> </ul>
18	日帰りプランは対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市内の宿泊需要を喚起するために実施することから、日帰りやデユースプランは対象外です。</li> </ul>
19	割当金の残額を調整するため、割引を適用しない期間があってもいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割当金をキャンペーン期間中のどの時期に投入するのかは、各事業者による判断ですので、適用しない期間があっても問題ありません。</li> </ul>
20	GoToトラベルなどと併用したプランを販売することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルP6～8に記載されたルールの範囲内では可能です。</li> <li>・ただし、実績報告時に事業者側による運用に誤りがあったことが発覚した場合に生じる損失については、事務局では負担できかねますので、併用の際にはルールの順守をお願いします。</li> </ul>
21	GoToトラベルなどと併用したプランをOTAを通じて販売することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併用プランをOTAで販売できるかどうかについては、各施設が契約するOTAとの間で問題が生じないようであれば、販売は可能ですので、個別にOTAと相談してください。</li> <li>・昨年度のキャンペーンの際は、OTAを通じた場合、システムの都合で「国・県→市」の順番では併用ができないという事例がありました。そのような事例がある場合は、事務局へご相談ください。</li> </ul>
22	なぜ「国」、「県」、「市」の3つの割引は併用できないのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にいがた県民割がGo Toトラベルとの併用が不可能なため、国と市、県と市のいずれかの形でのみ併用可能となります。</li> </ul>

## 宿泊事業者向けQ&A(マニュアルと対応する形で作成しています)

・QAは随時更新していきます。

※令和4年3月16日時点版

・3月17日更新箇所は赤字で表記

	質問内容	回答
<b>【マニュアル 2. キャンペーンへの参画登録】関係</b>		
1	申請書等の提出は、FAX送信ではダメなのか。	・昨年度のキャンペーン時に、FAXの場合、字がつぶれてしまい正確な情報が読み取れなかった事例が多数あったことから、今回はメールもしくは郵送でのご提出をお願いします。
2	申請書等の電子データはどこで入手するのか。	・申請書等のデータは、下記ホームページに掲載していますので、必要に応じて、ダウンロードしてください。 ・12月中旬に事務局から送付した資料の中に同封してありますので、申請書等を郵送で提出する場合は、こちらを利用してください。
3	キャンペーン特設ホームページ掲載用の写真は提出必須なのか。	・特設ホームページに写真を掲載することは、貴施設への誘客のひとつのきっかけになると思いますので、ご提供いただけるよう推奨しています。 ・どうしても用意できない場合は、文字情報のみホームページに掲載します。
4	1月7日以降でも登録申請することは可能なのか。	・12月17日以降であれば、随時登録申請可能です。 ・ただし、キャンペーン予算総額の状況次第で、予告なく登録受付を終了する場合がありますので、参画希望の場合は、早めの登録を推奨します。
5	割当金を全て使い切ってしまった場合、追加申請はできるのか。	・追加申請はできません。 ・割当金をキャンペーン期間中のどの時期に投入するのかは、各事業者による判断ですので、適用しない期間があっても問題ありません。
6	割当金上限額を超えて割り引いた分は、事務局が補填してくれるのか。	・上限額を超えて割り引いた分については、各事業者負担になりますので、ご了承ください。
7	登録完了通知書の発行日より前の宿泊も割引適用してよいのか。	・それはできません。登録完了通知書の発行日以降の宿泊が対象となります。(ただし、適用日は1月21日チェックイン分から9月1日チェックアウト分までです)
<b>【マニュアル 4. 利用実績報告・支払い】関係</b>		
1	前回同様、事前に上限額をもらえないのか。	・実績報告書と実績内訳シートの提出を受け、それに基づいて、事務局からお支払いをする形となります。 ・昨年度は、緊急性を鑑み、特例的に市から割引分相当額を概算払いがありました。宿泊事業者の皆さんから賛否両論がありましたので、国県と同様の対応となることをご了承ください。
2	実績報告をしないと支払ってもらえないのか。	・実績報告書と実績内訳シートに記載されている割引額をもってお支払いしますので、マニュアルP13に記載する期日までに事務局まで提出してください。

## 宿泊事業者向けQ&A(マニュアルと対応する形で作成しています)

・QAは随時更新していきます。

※令和4年3月16日時点版

・3月17日更新箇所は赤字で表記

	質問内容	回答
3	キャンペーン対象期間中で割当金もまだ消化していないが、自社都合でキャンペーン用宿泊プランの販売を終了したい。	・その場合は、まずは事務局にご相談ください。その後、手続き部分の進め方について個別に対応させていただきます。
4	報告書類は、何故、データをメール提出なのか。紙で郵送してはいけないのか。	・昨年度のキャンペーン時に、手書きによる報告書等の計算間違いや書き損じが多く、その修正にかかる時間や手間などが、事業者と事務局の双方にとって非効率であったことから、そのような対応とさせていただきます。 ・なお、事前に割引額等が自動計算されるエクセル様式を作成していますので、割引の進捗管理に活用してください。
5	報告書類の電子データはどこで入手するのか。	・申請書等のデータは、下記ホームページに掲載していますので、必要に応じて、ダウンロードしてください。 ・12月中旬に事務局から送付した資料の中に同封してありますので、申請書等を郵送で提出する場合は、こちらを利用してください。
6	実績報告を提出後、どれくらいで支払ってもらえるのか。	・実績報告書及び実績内訳シートを受領し、内容を審査の上、適正な内容であると確認できた時は、報告書到着後から2週間程度で指定する口座へ支払います。 ・なお、実績報告書類の補正のやり取りが生じる場合は、全ての修正が終わってから支払い手続きに進む関係で、2週間以上かかる場合もありますので、ご了承ください。
7	スキャナーがないので実績報告書をデータにすることができないのだがどうすればよいか。	保存の際にPDF形式で保存していただき、メールに添付して送信してください。 PDF形式保存ができない場合は、内訳書をメールに添付して送信し、実績報告書兼請求書は事務局まで郵送ください。